



# マイナンバー

## 社会保障・税番号制度ってナニ？

社会保障や税制度の効率性・透明性を高めるために、国が進める「社会保障・税番号制度」の仕組みについてお知らせします。

### 公平・公正な社会実現に向けてー

社会保障・税番号制度は、社会保障と税の各制度における効率性、透明性の向上を図り、給付や負担の公平性を確保するとともに、国民の利便性の向上を図ることが可能となる社会的基盤（インフラ）とされています。

番号制度の導入により、より正確な所得把握が可能となり、社会保障・税の給付と負担の公平化が図られ、より公平・公正な社会を実現することが期待されています。また、社会保障・税にかかる各種行政事務の効率化が図られ、行政に過誤や無駄をなくすことなども期待されています。

### 番号制度の仕組み

「個人番号（マイナンバー）」は、住民票を有する全員に付番され、法人などには「法人番号」が付番されます。付番した番号をもとに複数の機関において、同一人の情報を紐付けして相互に情報連携を行います。

また、個人が自分であることの証明（本人確認）を行うことができる仕組みとなっています。

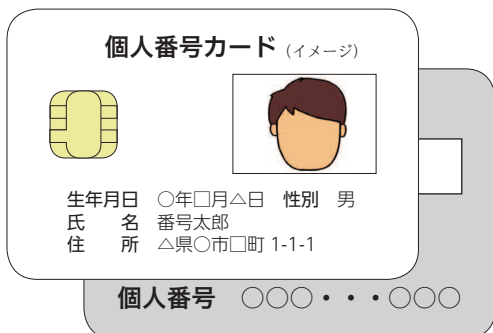
### 本人確認（個人番号カード）

番号制度における本人確認の仕組みとして、市町村は、希望のあった方に「個人番号カード」を交付します。

個人番号カードの券面及びICチップには、本人の  
▼マイナンバー  
▼氏名 ▼住所  
▼生年月日 ▼性別  
▼顔写真  
などが記録されます。

### マイナンバー制度とは

「社会保障・税番号法（マイナンバー法）」は昨年5月に国会で成立。平成26年度からは必要なシステム設計・開発・テストが実施されます。その後、マイナンバー（法人等には、法人番号）を交付し、平成28年1月から、社会保障・税・防災等において、可能な範囲でマイナンバーなどの利用を開始する予定とされています。



## マイナンバーの利用範囲

マイナンバーの主な利用範囲は、マイナンバー法案に規定された社会保障・税・防災分野などの事務での利用とされています。

市区町村がマイナンバーを独自に利用したい場合には、社会保障、地方税、防災、その他これらに類する事務であれば、条例に定めることで利用可能とされています。

具体的には、市区町村単独の乳幼児医療費助成の支給に関する事務などに利用することができるとが例示されています。

以下のような分野で利用されます。申請者にとっては、提出する書類が簡素化されるなどのメリットがあるんですよ！



## 利 用 範 囲

### 年 金

- 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用

### 労 働

- 雇用保険などの資格取得・確認、給付を受ける際に利用
- ハローワークなどの事務などに利用

### 福祉・医療・その他

- 医療保険などの保険料徴収などの医療保険者における手続き、福祉分野の給付、生活保護の実施など低所得者対策の事務などに利用

### 税

- 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載。また、当局の内部事務などに利用

### 災 害 対 策

- 被災者生活再建支援金の支給に関する事務などに利用
- 被災者台帳の作成に関する事務に利用

## 番号制度 導入によるメリット

個人番号及び法人番号の導入により、特定の個人及び法人などに関する正確な情報が迅速に得られるようになることから、行政事務の効率化や、きめ細やかな支援が行われることが期待され、市民の方々にも、申請の際の添付書類が不要になるといった手続きの負担の軽減や、本人確認の簡便化その他の利便性の向上が期待されます。

## 今後のスケジュール

国は「平成28年1月の番号制度利用開始までに、マイナンバー、法人番号の保有、管理、利用のための改修を行う必要がある。」としており、阿蘇市では、平成26年度中からシステムの改修に着手する予定です。詳しくは、来月号でお知らせします。

### ● 問い合わせ

総務課 総務係

☎ 22・3111